



2025年5月30日

各 位

会社名 株式会社ビジネスブレイン太田昭和
代表者名 代表取締役社長 小宮 一浩
(コード：9658 東証プライム市場)
問合せ先 取締役専務執行役員グループ管理統括
上原 仁
電話 03-3507-1302

役員向け株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ

当社は、2025年5月30日開催の取締役会において、2015年度より導入している当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続及び一部改定に関する議案について、2025年6月23日開催予定の当社の定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本制度の継続について

当社は、2025年8月末日に信託期間が終了する本制度について、信託契約の変更を行うことにより、信託期間を6年間延長します。なお、継続後の本制度は、2026年3月末日で終了する事業年度から2031年3月末日で終了する事業年度までの6事業年度を対象とします。

2. 本制度における改定後の内容等

(1) 現行の本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、連続する5事業年度における役位及び業績達成度等に応じて取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式等の交付等を受けるのは、取締役の退任時となります。

(2) 本制度の改定内容

当社は、本制度の以下項目に記載の内容につき一部改定したうえで、継続することといたしました。

《改定内容》

① 本制度の対象期間・信託期間

本制度が対象とする期間（以下「対象期間」という。）は連続する5事業年度としていましたが、当社の長期ビジョンが2030年度までを対象にしていることを踏まえ、対象期間を以下のとおり改定いたします。また、これを踏まえ、信託期間を以下のとおり延長することとします。

(対象期間)

改定前	改定後
連続する <u>5</u> 事業年度	連続する <u>6</u> 事業年度

(信託期間)

改定前	改定後
2015年9月11日～ <u>2025年8月末日</u>	2015年9月11日～ <u>2031年8月末日</u>

② 信託に拠出される信託金の上限

当社の役員報酬制度の報酬水準・報酬構成の見直しを踏まえ、本制度における信託金の上限を以下のとおり改定いたします。

改定前	改定後
<u>5事業年度を対象として325百万円</u>	<u>6事業年度を対象として918百万円</u>

その他本制度内容に変更はございません。

(従前の本制度内容については、2015年5月26日付「役員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ（詳細決定）」及び2020年6月3日付「役員向け株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。)

また、今般の本制度の継続及び制度改定においては、上記(2)②の信託金の上限の範囲内で新たな資金拠出及び信託による当社株式の追加取得を予定しております。取得方法の詳細については、本株主総会決議後に改めて当社で決定し、開示いたします。なお、信託期間の延長時に信託内に残存する当社株式及び金銭は延長後の信託に承継いたします。

(ご参考) 信託契約の内容

- | | |
|--------------|--|
| ① 信託期間延長の合意日 | 2025年8月(予定) |
| ② 信託期間 | 2015年9月11日～2025年8月末日
(2025年8月の信託契約の変更により、2031年8月末日まで
延長予定) |
| ③ 制度開始日 | 2015年10月1日 |
| ④ 議決権行使 | 議決権は行使しないものとします。 |
| ⑤ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑥ 信託金の上限額 | 918百万円(予定)(信託報酬・信託費用を含む) |
| ⑦ 株式の取得方法 | 株式市場または当社(自己株式処分)から取得 |
| ⑧ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑨ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から
株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

以 上